

交規第296号
交指第219号
平成24年5月11日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）

今般、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成したので、関係事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について」（平成20年3月26日付け交規第233号）は廃止する。

別添

大規模災害に伴う 交通規制実施要領

【凡例】

- 「 災 対 法 」： 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 「 災対法施行令 」： 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- 「 災対法施行規則 」： 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- 「 地 震 法 」： 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- 「 地震法施行令 」： 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）
- 「 地震法施行規則 」： 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）
- 「 原 災 法 」： 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 「 原災法施行令 」： 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- 「 国民保護法 」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
- 「 国民保護法施行令 」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
- 「 道 交 法 」： 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「 道 路 法 」： 道路法（昭和27年法律第180号）
- 「 緊急交通路 」： 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 確 認 標 章 」： 災対法施行規則別記様式第3の標章及び地震法施行規則別記様式第6の標章

大規模災害に伴う交通規制実施要領 目次

第1	目的	1
第2	大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ	1
1	総論	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	緊急交通路の通行を認める車両の分類	1
ア	緊急通行車両	1
イ	規制除外車両	1
2	交通規制の具体的な流れ	2
(1)	基本方針	2
(2)	初動対応	2
ア	交通情報の収集	2
イ	緊急交通路の指定等に係る連絡・調整	2
(3)	第一局面（大規模災害発生直後）	3
ア	交通規制の内容	3
イ	交通規制の意思決定	3
ウ	広報	3
エ	交通規制の方法	4
オ	う回路対策	4
(4)	第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	4
3	広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等	4
4	強制排除措置	5
第3	災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い	5
1	緊急通行車両の事前届出	5
2	事前届出の対象とする車両	5
3	緊急通行車両の事前届出に関する手続	6
(1)	事前届出の概要	6
ア	事前届出を行う者	6
イ	事前届出先	6
ウ	事前届出の際に必要な書類	6
(2)	届出済証の交付等	7
ア	届出済証の交付	7

	イ	届出済証の再交付	7
	ウ	届出済証の返還	7
	エ	事前届出の処理経過	7
4		事前届出車両の確認	7
5		事前届出車両以外の車両に係る確認	8
6		指定行政機関等に対する指導等	8
第4		災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	8
1		交通規制の対象から除外する車両の事前届出	8
2		事前届出の対象とする車両	8
3		規制除外車両の事前届出に関する手続	8
	(1)	事前届出の概要	8
	ア	事前届出を行う者及び事前届出先	8
	イ	事前届出の際に必要な書類	9
		(ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両	9
		(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両	9
		(ウ) 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)	9
		(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	9
	(2)	除外届出済証の交付等	9
	ア	除外届出済証の交付	9
	イ	緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用	9
	ウ	事前届出の処理	9
4		事前届出車両の確認	9
5		事前届出車両以外の車両に係る確認	10
	(1)	燃料を輸送する車両(タンクローリー)	10
	(2)	路線バス・高速バス	10
	(3)	霊柩車	10
	(4)	一定の物資を輸送する大型貨物自動車	10
第5		地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い	11
1		地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出	11
2		事前届出の対象とする車両	11
3		災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用	11
4		地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い	12
第6		原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い	12
1		原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出	12
2		事前届出の対象とする車両	12

3	災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用	13
4	原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	13
第7	国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い	13
1	国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出	13
2	事前届出の対象とする車両	13
3	災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用	14
4	国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	14
第8	その他	14

【別記様式】

別記様式	第1（緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証）	15
別記様式	第2（緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿））	16
別記様式	第3（規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証）	17
別記様式	第4（規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿））	18
別記様式	第5（規制除外車両確認証明書）	19

【参照条文】

災害対策基本法	20
災害対策基本法施行令	22
災害対策基本法施行規則	23
大規模地震対策特別措置法	24
大規模地震対策特別措置法施行令	25
大規模地震対策特別措置法施行規則	26
原子力災害対策特別措置法	27
原子力災害対策特別措置法施行令	29
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	29
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	30

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

1 総論

(1) 基本的考え方

ア 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項は、大規模災害発生時等に公安委員会が「緊急通行車両……以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」こととしている。

大規模災害発生時における交通規制の具体的な流れの詳細については2で示すが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両について、以下のとおり分類する。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策（災対法第50条参照）に使用される車両（第3の2（5ページ）参照）。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、イ(ア)の規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) (ア)以外の車両

2 交通規制の具体的な流れ

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施するものとする。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努める。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋りょう部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うものとする。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する（なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施の際は、隣接し、又は近接する関係公安委員会は災対法第76条第2項の規定により交通規制の内容等を広報しなければならないため、通行禁止等の交通規制を実施した公安委員会は、災対法施行令第32条第3項の規定に基づき関係公安委員会にその内容を速やかに通知することとされている。）。

被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要が生じた場合などは、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図るものとする。

また、周辺都道府県警察等においても、関係都道府県警察と緊密に連絡・調整を行いながら、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの車両の流入を制限することとなる。

(3) 第一局面（大規模災害発生直後）

ア 交通規制の内容

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、1(2)アの緊急通行車両、1(2)イ(ア)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに1(2)イ(イ)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に定める事前届出の対象とするもの（8ページ））以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意する。

イ 交通規制の意思決定

大規模災害発生時には、公安委員会の意思決定が迅速に得られないおそれもあることから、災対法第76条第1項の規定による災害時等における車両の通行を禁止又は制限する区域又は道路の区間の指定は、警察本部長（以下「本部長」という。）の専決事項とされている。

意思決定の内容については、「別記様式第5の規制除外車両確認証明書の交付を受け、確認標章を掲示している車両」を、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているものと共に交通規制の対象から除外することとなる。

ウ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や

発表時間について警察本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）で警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報する。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する県民の理解を得るよう努めるものとする。

エ 交通規制の方法

交通規制は、災対法施行令第32条第1項の規定により、災対法施行規則別記様式第2の標示（以下「標示」という。）を設置して行うこととされている。緊急を要するため標示を設置するいとまがないときなどは、現場の警察官の指示により行うことができることとされている。

オ う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行う。必要に応じて交通要所に警察官等を配置するものとする。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等に対応するものとする。

(4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に1(2)イ(1)の規制除外車両（事前届出対象外のもの。具体例については、第4の5（10ページ）参照）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなる。

3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察を管理する公安委員会からの援助の要求により派遣される。その編成、運用、訓練等については、「岐阜県警察広域緊急援助隊運用要綱の制定について」

(平成18年5月11日付け備二第391号ほか)により定められているが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊(交通部隊)の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4 強制排除措置

緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第1項の規定により、警察官は「当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる」こととされているほか、措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合や相手方が現場にいないため措置命令をすることができない場合には、警察官自らその措置をとることができ、また、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

これらの権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置をとったときはその措置の内容について警察署長又は本部長へ報告すること。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、岐阜県知事(以下「知事」という。)と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認(以下「緊急通行車両であることの確認」という。)に係る事前届出を実施するものとする。

なお、第2の1(2)ア(1ページ)記載のとおり、交通規制の対象から除外する、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

(1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計

画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のアからケまでに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署及び交通規制課を受付窓口とし、交通規制課を経由して公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通の提

出を求めるものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、届出済証に「再」と朱書するものとする。

ウ 届出済証の返還

事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過

警察署及び交通規制課に、別記様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこととする。

4 事前届出車両の確認

- (1) 届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (2) 緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこととする。
- (3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- (4) 緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。
- (5) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日

の翌日から起算して1か月後の日とする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 4(4)及び(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

6 指定行政機関等に対する指導

指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる（なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。）。

2 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

第3の3(1)のア及びイの規定（6ページ）は、規制除外車両の事前

届出に準用する。

イ 事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示を受けるとともに、別記様式第3の規制除外車両事前届出書2通の提出を求めるものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

(ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

第3の3(2)のイ及びウの規定（7ページ）は、除外届出済証の交付等の手続に準用する。

ウ 事前届出の処理

警察署又は交通規制課に、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式5の証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手

続を行うものとする。

- (2) 規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

- (3) 第3の4(1)及び(3)の規定(7ページ)は規制除外車両であることの確認について、第3の6の規定(8ページ)は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

第二局面においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする(第2の2(4)(4ページ)参照)。

規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなる。

- (1) 燃料を輸送する車両(タンクローリー)

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

- (2) 路線バス・高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

- (3) 霊柩車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

- (4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用(緑ナンバー)の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等

イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞、新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこととする。

2 事前届出の対象とする車両

緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のアからクまでに掲げる事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の

準用

第3の3、4(5を除く。)5(1)及び6の規定(6ページ~)は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4(2)中「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこととする。

2 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のアからクまでに掲げる事項について行うものとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用

第3の3、4、5及び6の規定（6ページ～）は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定（8ページ～）は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のアからカまでに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において

当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用

第3の3、4、5及び6の規定(6ページ~)は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第4の規定(8ページ~)は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

第8 その他

緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、岐阜県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第 1

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 公 安 委 員 会 殿 年 月 日 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名		第 号 災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 年 月 日 公 安 委 員 会	
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受理(交付)番号	番号標に表示されている番号	使用者名	交付年月日	備考
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	

別記様式第3

災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 4

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受理(交付) 番 号	番号標に表示 されている番号	使 用 者 名 氏 名	交 付 年 月 日	備 考
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	

別記様式第 5

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）			
使用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

【参照条文】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦(ぎよ)し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦(ぎよ)又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（災害時における交通の規制等）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第76条の3において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下この項、次条第1項及び第2項並びに第76条の4において「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府

県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条及び第76条の3において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（災害時における交通の規制の手続等）

第32条 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第32条の2 法第76条第1項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第2号に掲げる車両にあつては、次条第3項の規定により当該車両についての同条第1項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第33条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による確認は第1項の規定による確認と、同条第2項の規定により交付された標章及び証明書は第2項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）（抄）

（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

第5条 令第32条第1項の標示の様式は、別記様式第2のとおりとする。

2 （略）

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第6条 令第33条第2項の標章の様式は、別記様式第3のとおりとする。

2 令第33条第2項の証明書の様式は、別記様式第4のとおりとする。

別記様式第2（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3（第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事@ 公安委員会@
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（抄）

（地震防災対策強化地域の指定等）

第3条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

2～5 （略）

（警戒宣言等）

第9条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
- 二 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれがなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第1項第1号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第2号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震防災応急対策及びその実施責任）

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 四 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。

3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(交通の禁止又は制限)

第24条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)(抄)

(法第24条の規定による交通の禁止又は制限の手続)

第11条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間(期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。)を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 公安委員会は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要するため当該道路の管理者に通知するいとまが

なかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

- 3 公安委員会は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

(緊急輸送車両であることの確認)

第12条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

- 3 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年8月6日総理府令第38号)(抄)

(緊急輸送車両の標章及び証明書の様式)

第6条 令第12条第2項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、それぞれ別記様式第6及び別記様式第7のとおりとする。

別記様式第6(第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第7(第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第26条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - 六 緊急輸送の確保に関する事項
 - 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第28条 (略)

- 2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第32条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第76条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第1項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第3項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第4項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第6項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
(略)	(略)	(略)

3 ~ 6 (略)

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）（抄）

（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）

第8条（略）

- 2 原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第32条第1項、第2項及び第3項並びに第32条の2	法	原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される法
第32条の2第2号及び第33条第1項	災害応急対策	緊急事態応急対策
（略）	（略）	（略）

- 3（略）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）（抄）

（交通の規制等）

第155条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 災害対策基本法第76条第2項及び第76条の2から第76条の4までの規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第76条の2第5項中「前条第1項」とあり、同法第76条の3第5項中「第76条第1項」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条第1項」と、同条第1項、第3項及び第4項並びに同法第76条の4中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第76条の3第3項及び第6項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）（抄）

（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）

第39条 法第155条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第2項において読み替えて準用する災害対策基本法第76条の4の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第32条から第33条の2まで（第33条第4項を除く。）の規定の例による。